

府立箕面支援学校 「学校協議会」 報告書（第1回）

日 時	平成26年7月4日（金） 10:00～12:00			
出席者	協議会委員	職名等	学校事務局	校務分掌等
	藤江 康彦	東京大学大学院准教授	大角 正弘	校長
	兼平 高子	大阪府池田子ども家庭センター心理総括主査	早野 眞美	教頭
	阿久根 賢一	社会福祉法人福祥福祉会理事	伊藤 倫隆	教頭
	岡本 民江	吹田市立わかたけ園長	山崎 静一	事務長
	村田 文代	平成25年度本校PTA副会長	坂田 隆志	首席、事務局長
			西森 勢記	首席、自立活動部長
	(欠席者)		植野 耕司	首席、コーディネーター
	吉田 和史	箕面市立萱野東小学校区「青少年を守る会」会長	松本 泰輔	首席、高等部主事
			大竹 敦久	中学部主事
			川村 朋子	小学部主事
おもな テーマ	平成26年度学校経営計画について 個人情報保護・管理について			
協議内容 の概略	1 学校長挨拶 2 自己紹介 3 学校協議会について 4 本年度会長選出 5 学校概要 6 学校教育自己診断について 7 諮問事項 (1) 学校経営計画について (2) 個人情報保護・管理について			

提言内容 ・ 改善方策	【学校経営計画について】 ＜A委員＞ ・授業力向上などの研修は全教員対象か → 内容による。全教員対象が基本だが、今後テーマにより参加対象をしばることも考えている。人権に関する研修は必須、夏季ミニ研修は地域にも公開している。 ・講師が担任で採用試験に合格すると異動になる等、講師がいつか異動していくのではと心配になる。本校に残ることは → 本校に赴任した例もあるが可能性は低い。保持免許や居住地の条件があるため難しい。 ・家庭教育支援とは → 本来的には家庭支援である。学校という立場で家庭教育支援とした。様々な課題があり行政・福祉等との連携は欠かせない。→ 支援の必要度で3ステージに分けて対応するシステムである。 ・保護者にも原因はあるが、教員の対人スキルの向上を望む。実際のトラブルを事例にするなどの研修も必要では → 大切なこと。初期対応や丁寧な対応が重要であることを浸透させたい。今後、実際の事例を積み上げてのマニュアル化なども考えたい。 ＜B委員＞ ・教員と保護者との関係は難しいところがある。コミュニケーション能力不足も課題であるが、何かを変えていかなければという思いで大事に教員としての人材を育成していきたい。 ＜C委員＞ ・ADSとは → 自立活動における本校独自のシステム。ベテランの退職・転勤で専門性の低下が懸念される。専任として自立活動の授業に入り、実地に指導・助言する。本校のADSはPTの資格を有しており、人材を有効に活用した。日常的にアドバイスし、その様子を可視化（映像）して校内イントラで共有している。これによって全体のレベルアップを図ることを狙っている。ここまで3ヶ月概ね良好に進捗している。自立活動に関する指導、支援、助言のニーズは高い。専門性を発揮できる教員が減ってきている状況で、ADSにより若手教員の力量もアップしてきている。今後はもっとよいシステムにしていく。 ＜D委員＞ ・子どもや保護者のニーズを踏まえた保護者と学校との目標設定のプロセスは → 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」で共有していくプロセスを経ている。 ・大災害などで子どもが帰れなくなった時の対応は → 通学途上、登校中、帰宅後の安否確認等についてどのように対応するか検討中である。帰宅できない対応、食料ストック、協力機関の有無も調べているが自助力を求められる現状にある。緊急時の薬の備蓄や個人別に必要品が入った防災袋も備えている。発電システムを有する医療機関との連携を模索している。 ＜E委員＞ ・キャリアプランニング・マトリックスを観点とした授業分析等やそれを活用した授業改善等の進捗状況、また、分析結果の共有と発信はどのレベルまで到達しているか → 4観点をベースにして到達ステージを設定している。授業分析を目標にしているが、そこには至っていない。今後、分析結果をシラバスや授業内容に活かしていくのが最終目標である。
----------------------------------	---

提言内容 ・ 改善方策	・ 授業分析の視点を教員に浸透させることが重要で、そのことにより授業力のアップに繋がると考える。 ・ 児童生徒の主体的な人権啓発活動の推進についての今年度の具体的な取り組みは → 始業式、終業式の進行を任せようと考えている。 → 式典の観点にとらわれず行事経験のひとつとして考えている。子どもたちの関わる場面をどんどん増やしていく方向で関連部署で連携していく。委員会制度も活発にしている。 ・ 日常生活の中で、子どもたちが活躍することが大切である。 【個人情報保護・管理について】 ＜D委員＞ ・ 職場では、これまでも文書等の持ち出しは厳禁である。管理体制・システムを確立させ個人情報の重要性を徹底している。余計な情報の廃棄や責任の明確化も重要である。 ＜B委員＞ ・ いらぬ情報を蓄積しているので廃棄していく必要があると考える。 ＜C委員＞ ・ 職場では USB は使えないようになっている。情報を管理する部署があつて、個人では管理できない。 → 本校もそのように進めている。 ・ 書類等の管理もやっている。持ち出し・返却の内容も確認している。U S Bの管理は学校でされているか → 記憶媒体については、学校で購入し管理する方向である。行事等教育活動の内容によっては全て禁止にできない側面もある。 ＜E委員＞ ・ 教育活動に支障を来すこともある。それらとのバランスを取ることが必要、情報の所在を明確にするなどでの対応も必要である。
----------------------------------	---